

## 石清水八幡宮領陸奥国岩城郡好嶋庄

— 「飯野家文書」の再検討 —

鍛代 敏雄

*Iwashimizu hachimangu shrine territory Mutsu province Iwaki yoshimanoshou*— Reconsideration of “*Iino* family document” —

KITAI Toshio

キーワード：飯野家文書 飯野八幡宮 石清水八幡宮 好嶋庄 検校 預所

## 要旨

本稿は、福島県いわき市に鎮座する飯野八幡宮の宮司家・飯野氏に相伝された中世の古文書を読み解いて、石清水八幡宮の所領・好嶋庄（主に西方）について再検証を試みる基礎的な考察である。

本文書は福島県やいわき市などの自治体史をはじめ、はやくから注目されてきたところの東北地域を代表する中世文書群であり、現在では重要文化財に指定されている。本文で述べるように、文書目録も整備されている。ところが、石清水八幡宮の荘園史に関する研究の立ち遅れもあって、本所の石清水側からアプローチした研究がなされてこなかった。

そこで、新しい史料情報を提供するために、石清水八幡宮研究の観点から、「飯野家文書」を再検討することにした。その結果、従来の目録中に掲載された石清水八幡宮関係文書14点を抽出し、文書内容の調査・研究に基づいて、文書名を修正し、新たな史料価値を見出すことができた。

これらの研究成果については、学芸員資格取得にかかわる古文書学の担当講座において活用したいと考えている。

## Abstract

Writing reads and unties the medieval ancient document which was forwarded to *Iino* family of the *Iino Hachimangu* chief priest of a Shinto shrine work enshrined in Iwaki-shi, Fukushima, and is the basic consideration which tries reinspection about a domain in *Iwashimizu hachimangu shrine* and *yoshimanoshou* (mainly, the west).

It's the medieval documentary crowd who represents the northeast area you have just done empty attention of fast including autonomous body history in Fukushima-ken and Iwaki-shi, and it's designated as an important cultural asset present. A documentary catalog is also maintained so that it may be told by a body. But, there was also lagging of a study about manor history in *Iwashimizu hachimangu shrine*, and the discussion I approached from the *Iwashimizu* side of *Honjo* was performed, and I did.

So I decided to reconsider “*Iino* family document” from the angle of the *Iwashimizu hachimangu* shirine study to offer new information of historical sources. In the result and whole conventional inventory, shosai, 14 *Iwashimizu hachimangu* shirine related documents were picked out and a documentary name was corrected based on an investigation of document content and a study, and it was possible to find the new historical sources-like value.

I'd like to utilize in a charge lecture of the paleography concerned with curator qualification acquisition about these outcomes.

## はじめに—課題と主な先行研究—

『国史大辞典』第1巻（吉川弘文館、1979年）「石清水八幡宮」の項目「社領」を執筆された竹内理三氏は、石清水八幡宮領荘園の一覧表<sup>(1)</sup>を作成し、平安期から戦国期までの所

在地を収載、揭示されている。だが、本稿で報告する陸奥国岩城郡好嶋庄<sup>(2)</sup>は採録されていない。その理由は不明だが、昭和10年（1935）に石清水八幡宮社務所が発行した『石清

水八幡宮史』(史料第5輯、165頁)には、東京大学史料編纂所架蔵影写本「飯野八幡社古文書」6点(後掲の表1【石清水八幡宮関係文書一覧表】の⑤～⑦、⑩⑪)<sup>(3)</sup>が記載されている。史料上、南北朝期の8年余、わずかな期間ではあるものの、陸奥国内における石清水八幡宮領の存在は、戦前すでに確認されていた。もっとも、その後、石清水八幡宮<sup>(4)</sup>と好嶋庄との関係性について、石清水八幡宮史の立場から本格的に論証されることはなかった。

好嶋庄関連の史料は、「飯野八幡宮文書」「飯野家文書」のなかに収められている。自治体史では、『福島県史』(第7巻資料編2古代・中世資料、福島県編集・発行、1966年)や『いわき市史』(第8巻原始・古代・中世資料、1988年)で関係史料が蒐集されている。また、玉山成元氏校訂・解題『飯野八幡宮文書』(史料纂集〔古文書編〕、続群書類従完成会、1983年、以下、『飯野』と略記し、文書番号を記す)によって、文書群として一括公開されている。さらに、飯野文庫から発行された『定本 飯野家文書 中世編』(CD-ROM版、2002年、以下『定本』と略記する。なお、本文で引用する『飯野』と『定本』の文書番号は同じである)が発行され、新出の史料をあらたに加え利用の便宜がはかられた。

しかしながら、石清水八幡宮関係の荘園史料の調査や研究の立ち遅れもあって、これらの成果を得ながらも十分に活用されているとはいえない。なおまた、基本的な文書名などを含めて、誤った歴史情報に関し、いまだ修正されていない状況にある。

かつて、大石直正氏は、鎌倉期から戦国期にいたる「飯野文書」は、東北地方に存在する中世文書のなかでも「一、二を争う文書群」だが、「一見瑣末なことのようにみえる一つ一つの古文書の検討が、今後の好嶋荘や伊賀氏の研究のために必要なことのように思えるのである。」と述べられた<sup>(5)</sup>。この記述は40余年を経た現在にいたっても、真摯に向き合うべき重要な提言だとおもわれる。

そこで、本稿では、『飯野』および『定本』所収の石清水八幡宮関係史料をあらためて読み直し、鎌倉末期から南北朝期の石清水八幡宮領好嶋庄について、公武と石清水、および石清水の社務検校と好嶋庄の預所職といった観点から探究し、石清水八幡宮領の特質の一斑に関し、私見を述べたい。なお、本文で「好嶋庄」と記した場合、主に好嶋庄西方のことを差し示すものである。

ついで、主な先行研究について簡潔に触れておこう。佐々木慶市氏<sup>(6)</sup>が執筆された『国史大辞典』第14巻(吉川弘文館、1993年)「好島荘」の項によれば、関東御領となった好嶋庄は、「文治二年(一一八六)鎌倉幕府が石清水八幡宮を磐城郡好

島郷に勧請し(現在の飯野八幡宮)、別当・預所などを補任し、郡内の地を宮領として寄進したところにより成立したものだろ。」とある。ついで、奥州合戦後、文治5年(1189)、岩城清隆が地頭職として追認され、千葉常胤が預所職に任命された。承元2年(1208)、好嶋庄は東方と西方に分かれ、東方預所は常胤の4男大須賀胤信の子孫、西方預所は千葉氏から三浦義村にわたるが、宝治元年(1247)の宝治合戦で三浦氏は敗れ、それ以降、伊賀(のち飯野)氏の世襲となる。領家は鎌倉殿、地頭は東西ともに岩城氏一族で、地頭と預所は荒野の開発をめぐる対抗した。鎌倉幕府滅亡後、西方預所の伊賀氏は足利將軍家を憑み、一時は幕府御料所および石清水八幡宮領となった。くだって戦国期、明応8年(1499)、飯野氏は岩城氏に服属して、在地領主の岩城氏が好嶋庄を支配するところとなったと整理されている。

その外、論文や調査報告に関する研究としては、大石直正氏「第二章 鎌倉期の好嶋庄」および松井茂氏「第三章 南北朝内乱期・室町期の好嶋庄」<sup>(7)</sup>がある。記載された福島県立博物館の報告書は、「好嶋庄復元調査」と題されているように、地理学・歴史学・建築史学の分野から好嶋庄を調査・分析した学際的な総合研究である。同報告書では、「石清水八幡宮より御正躰を勧請し、赤日崎見物岡(平城跡)に社殿を建立した」こと、「実質は関東御領と考えられ」ること(ともに1頁「はじめに」)は共通の理解となっている。

大石氏の報告は、はじめに好嶋庄の庄域を示して、飯野郷(好嶋郷・飯野郷)「西庄」の構造をまとめられた。そして、鶴岡八幡宮を模した八幡宮と門前の「飯野政所」(預所代の在所)を想定され、「ある程度都市的な性格をもった場」と提言されている。

また、松井氏の報告では、とくに「飯野八幡宮」の成立時期についての指摘は注目される。文治2年(1186)に「御社所」が見物岡に建てられ、元久年間(1204～06)本格的に八幡宮が造営され遷宮がおこなわれた。その後、「飯野八幡宮」の造営は、貞和・文和期(1345～56)になされた。飯野八幡宮所蔵「飯野八幡宮絵図」に描かれた社殿および境内の建造物は、造営期の景観にさかのぼりうる、と考えられた。そして、西庄預所の伊賀氏は、観応以降に「飯野八幡宮神主」としての立場が強調され、貞治年間(1362～68)には「飯野殿」と称され、その頃から伊賀氏の預所としての活動がみられなくなる、といった論述は、石清水八幡宮寺領の観点からも重要な指摘である。

さらに、好嶋庄の立荘時期については、佐藤孝徳氏が異説を提示されている<sup>(8)</sup>。立荘を裏付ける史料はない、と前置きした上で、文永6年(1269)の「好嶋庄八幡宮鳥居事」(飯

野八幡宮鳥居造立配分状〈『飯野』6号〉)に見える「任忠清例」の記述に着目された。鳥居建立の先例とされた岩城忠清の代、すなわち鳥羽院の時期に立荘されたこと、そして後に平家に没収された可能性についても言及されている。

その後、好嶋庄に関する論考としては、山崎勇氏による「好嶋庄」の簡要な概説<sup>(9)</sup>があげられる。ここでは行論にかかわる記述に触れておきたい。その1、好嶋庄は石清水八幡宮領の祈祷料所として鎌倉初期に再生された点(19頁)。その2、「鎌倉時代に石清水八幡宮への年貢進納を示す史料はない」(22頁)との指摘。その3、南北朝期に「従来、形骸化されていた『石清水八幡宮領』を復活させた」(23頁)との記述。これらに関しては、本文において訂正を要する点がある。

ついで鎌倉佐保氏の論文<sup>(10)</sup>がある。その注(13)では先行研究にたいし、鎌倉期において「預所が八幡宮別当職をもったとしてきた」が「確実な根拠は得られない」と述べる。また預所の伊賀盛光は、南北朝の内乱初期、「当庄預所職」飯野村并好嶋村預所職」として知行地の安堵を求め、石清水八幡宮や將軍家政所を上位に仰ぎ、預所としての立場を保った、と論説された点は重要である(41頁)。しかし、後述するとおり、石清水八幡宮への年貢上納は、鎌倉末期、盛光の父・伊賀光貞の代から確認できるから、南北朝期の政治社会状況だけに帰結させるわけにはいかない。

## I 好嶋庄と八幡宮の成立について

まず立荘の例証となっている、後掲の表I-③の飯野八幡宮縁起注進状案(『飯野』174号、以下「縁起」と略記)を、いまいちど読み直しておきたい。

「縁起」の史料中に見える宝治元年(1247)頃には、すでに「縁起」は書きはじめられていたであろう、といわれている。巻末奥の記述には「備州国守護殿 左衛門三郎盛光」(伊賀盛光)とあり、また『定本』の画像データでは全文同筆と見なされるので、鎌倉期の立荘(再興も含む)からの相伝を踏まえながら、盛光が預所職だった時代に作成された注進状の案文、ないしはその写本と考えてよいだろう。

父光貞が好嶋庄好島村の預所職を含む所領を光盛に譲与したのは、嘉暦2年(1327)7月16日である(『飯野』22号)<sup>(11)</sup>。また、伊賀盛光が備前守の受領に任官したのが文和4年(1355)7月5日(『飯野』189号)<sup>(12)</sup>であるから、その後、近い時期にまとめられた飯野八幡宮の縁起に違いない。おそらく注進状の正文は、室町幕府料所であった関係から、幕府政所に提出されたものとおもわれる。

この「縁起」は、「注進陸奥国磐城郡 八幡宮 縁起事」の書き出しではじまる。文治元年(1185)、好嶋庄の預所矢藤頼広が源貞次を使者として、翌2年7月からひと月かけて石清水八幡宮の「御正躰」(御正霊)を奉じ、好島郷の赤目崎の御社に仮遷座したと伝える。そして元久元年(1204)、千葉常胤の4男・大須賀胤信が預所のとときに本殿の造営をはじめ、同3年に竣工、改元後の建永元年(1206)8月25日に正遷宮がなされたという。分霊・勧請から造営・正遷宮まで、20年余りかかったことになる。

「縁起」の立荘にかかわる確かな史料が、後掲の表I-④の石清水八幡宮領好嶋庄田地目録注進状案である。元久元年9月10日付けで公文所が「八幡宮御領好嶋御庄」の社寺田<sup>(13)</sup>、社内諸職田・読経田・御供田、預所給田・地頭分など、本免(八幡宮免田)・新免(給田)・定田(公田)5百23町余を書き立てて、鎌倉幕府政所へ注進したものである。本文に「当社」と見えるので、正遷宮の以前、石清水からの分霊を勧請した仮社殿の存在が想定できる。後述するとおり「本社」は石清水八幡宮だから、「当社」は好嶋庄の八幡宮となる。「八幡宮御領好嶋御庄元久元年」との記載から、「縁起」の「本社」を石清水八幡宮とすれば、この「御領」「御庄」の敬称は、天下の宗廟・石清水八幡宮寺の所領として、あらためて立荘された点を示している<sup>(14)</sup>。好嶋庄の八幡宮は、石清水八幡宮の末社ないしは八幡宮寺の別宮<sup>(15)</sup>として、新たに造営されるに至り、好嶋庄の田地目録が注進された可能性が高い。この田地目録注進状案には奥に追筆がある。すなわち、元久元年9月10日付けの公文による注進状の写に、かつて千葉常胤が禰宜・宮人50余人を定め置いたことを書きくわえて報告し、奉行所が証判を据えた点が知られる。石清水の勧請とともに、好嶋庄の八幡宮組織の整備に常胤が尽力したものと見なしてよいだろう。石清水八幡宮から鶴岡八幡宮へ、八幡大菩薩の新勧請についても、積極的に関与、推進したのは、ほかでもない常胤であった。

ところで同時期、元久元年7月、上野国板鼻別宮の預所・安達景盛が石清水の安居頭役の経費を負担していた。また、翌年には上総国市原別宮の預所・中原親能が、先例がないとの理由で安居頭役を対捍し、將軍家から譴責されている(『榊葉集』『石清水八幡宮史料叢書』4-289頁)。先例のない祭祀役がどうして課されたのであろうか。それも石清水八幡宮寺の安居頭役が石清水別宮の預所職に賦課されたのである。関東における石清水別宮の役負担は、後の文永元年(1264)、相模古国府別宮預所の三浦頼盛に出された関東御教書に「対捍去年安居頭役」(同290頁)と見えるので、13世紀半ば以降も石清水側から課されていたことがわ

かる。したがって、石清水八幡宮寺の別宮は関東でも認知されており、安居頭役は「生涯一度之所課」(同288頁)といわれた大役だった。安居役の未納の場合、石清水八幡宮寺の社務検校が申状を幕府政所へ提出した。將軍家は別宮預所にたいし、將軍家祈祷料所として、年貢・諸役に関し石清水への上納を命じていたものと考えられる。

建仁3年(1203)10月、実朝は12歳で元服、後鳥羽上皇により將軍に補任された。翌年正月、將軍としてはじめて鶴岡八幡宮寺を参拝した。改元後の元久元年、公武融和工作として、後鳥羽院は近臣の坊門信清の女子を鎌倉に下向させ実朝の妻とした。同年8月、幕府は「將軍家御祈祷所」として、石清水八幡宮寺領の河内国高井田庄の地頭職を停止し寄進した(『吾妻鏡』元久元年8月21日条)。これに先だつて、建仁元年7月14日、後鳥羽院は後白河院の承安(元年か)の例に任せ、安居頭役に関し、社務田中道清との訴陳に及んだ権別当善法寺祐清にたいし、院宣をもって房(坊)人らへの課役の停止を命じている<sup>(16)</sup>。このような公武をめぐる政治動向と石清水八幡宮寺の祭祀・祈祷と密着した関係に鑑みて、陸奥国好嶋庄についても再考する必要があるだろう。伊賀盛光が備前守に任官した文和4年12月、盛光の代官・光信の壁書(『飯野』166号)には、「右大將家御寄附以来」と見える。やはり、「縁起」に記された文治2年の石清水勧請説は、前年11月、文治元年の勅許により地頭を設置する補任権限を獲得した鎌倉殿・頼朝による寄進をもって裏付けられたものであろう。

そもそも「縁起」に見える鎌倉期の「本社」の表記には、a本末の本社(元の御社)、b本殿など鎮座の御社、c当社と同義、といった用例がある。縁起に「石清水八幡宮」と明記せず、「本社」とした理由は未詳だが、ここでは好嶋庄への勧請元の八幡宮といった意味で用いられたと見なされる。

ちなみに千葉常胤の進言を受けた頼朝が鎌倉を根拠地と定め、幕府の鎮守神として由比の八幡宮を現在の若宮あたりに遷座したのが治承4年(1180)10月12日で、「鶴岡八幡新宮若宮」と頼朝が呼んだという。鎌倉材木座の由比八幡宮は、前九年合戦を平定した陸奥守・鎮守府將軍の頼義が、石清水八幡宮から分霊を勧請して、康平6年(1063)8月に創建したと伝えられている。好嶋庄の場合、「縁起」に書かれているように、常胤が預所に就いたとすれば、八幡宮の勧請に関しても、常胤の意向が反映されていた可能性が高いといえよう。

本社は石清水八幡宮寺、その末社が岩城郡好嶋庄の八幡宮とした場合、その地域名称はその後どのように変遷したのであろうか。康永2年(1343)8月10日付け相馬親胤

寄進状(『飯野』50号)にただ「八幡宮」とあったものが、翌3年4月19日付け石塔義房寄進状(同51号)に「岩城郡飯野 八幡宮」と初見できる。飯野の八幡宮、つまり地名十八幡宮が意識された。同年4月26日付け相馬親胤打渡状(同48号)にも「同郡飯野八幡宮」と見える。だが、観応2年(1351)11月21日付け吉良貞家寄進状(『飯野』69号)には、「奉寄 好嶋八幡宮」とある。そして、翌3年7月20日付けの同施行状(『飯野』73号)に「岩城郡好嶋庄飯野八幡宮御寄進之地」と見えるので、「飯野八幡宮」の社名がほぼ確定するのは、14世紀半ば以降と考えられ、鎌倉期まではさかのぼらない。

現在、石清水八幡宮には御正躰の分霊および勧請の件や、好嶋庄の所領に関する史料はまったくのこされていない。もっとも、鎌倉の鶴岡八幡宮への勧請についても史料は残存しないので、それほど珍しいことではない。石清水八幡宮寺領としての史料上の空白状況をどのように理解すればよいのか、石清水八幡宮の荘園史にとっても課題となる。

立荘の契機が石清水からの勧請であるならば、將軍家の祈祷料所として寄進された好嶋庄の本所は石清水八幡宮寺、好嶋庄の預所に千葉常胤・三浦義村・同資村らの幕府重臣が名を連ねていることから、好嶋庄の領家方が鎌倉將軍家、すなわち政所直轄の関東御領だったと見なしてよいだろう。

## II 社務検校と好嶋庄預所

石清水八幡宮寺との関係が直接知られる文書について、『飯野』と『定本』(文書番号は共通)から抽出して、文書名などに修正を加え一覧にした表Iをここに掲出する(次頁)。

まず、石清水八幡宮寺を統轄する検校職と好嶋庄の預所職・伊賀氏との直接的な関係が知られる、表I-④文書から検討したい。下記の積文は、『定本』の画像データに基づいて、原本のとおり改行し、行間に注記したが、読点・返点を付すことはあえて省いた。

### 【史料A】

(當宮)  
□□并護国寺検校事

(符)  
官符未到之間且可被

存知者依

院宣執達如件

九月廿日 右衛門佐 在判

(平等王院親許)  
八幡別當法印御房

表1【石清水八幡宮関係文書一覧表】

通番	文書番号	年(西暦)月日	文書名	差出	宛所	『定本』	『南北朝』
①	19	嘉暦1(1326)12/28	石清水八幡宮社務檢校壇朝清年貢請取状	壇朝清	(伊賀光貞)	法印某請取状	—
②	20	嘉暦2(1327)12/23	石清水八幡宮社務檢校善法寺通清年貢請取状	善法寺通清	(伊賀盛光)	佐竹入道代小林入道請取状	—
③	21	嘉暦3(1328)9/20	石清水八幡宮社務檢校善法寺通清年貢請取状	善法寺通清	(伊賀盛光)	佐竹入道代小林入道請取状	—
④	117	[曆志4](1341)9/20	光嚴上皇院宣案	右衛門佐	八幡別当法印御房(平等王院囊清)	右衛門佐某奉院宣案	(未収)
⑤	41	● 曆志4(1341)11/日	好嶋庄雑掌光智申状	光智	(室町幕府社家奉行)	好嶋庄雑掌光智申状	好嶋庄雑掌光智申状(590)
⑥	40	● 曆志5(1342)1/29	室町幕府引付頭人奉書	高重茂	伊賀盛光	室町幕府奉行人高重茂奉書	室町幕府引付頭人奉書(604)
⑦	47	● 康永2(1343)11/18	左衛門尉某奉書	左衛門尉	伊賀盛光	左衛門尉某奉書	左衛門尉某奉書(694)
⑧	159	貞和4(1348)10/27	伊賀盛光請文案	伊賀盛光	奉行所	伊賀盛光請文案	伊賀盛光請文案(992)
⑨	62	貞和5(1349)1/18	好嶋庄年貢散用状	有資	(室町幕府政所・石清水八幡宮社務檢校竹朗清)	好嶋庄年貢散用状	陸奥国好嶋庄年貢散用状(1003)
⑩	67	● 貞和5(1349)1/18	石清水八幡宮社務檢校竹朗清代朝円年貢請取状	朝円	(伊賀盛光)	石清水八幡宮社務代朝円年貢請取状	石清水八幡宮社務代朝円年貢請取状(1004)
⑪	116	● [貞和5カ](1349)10/3	岩城隆兼書状	岩城隆兼	伊賀盛光	岩城隆兼書状	(未収)
⑫	68	● 觀志1(1350)6/22	沙弥某・左兵衛尉某連書	沙弥某左兵衛尉某	伊賀盛光	奥州管領府奉行人連署奉書	沙弥某・左兵衛尉某連署奉書(1024)
⑬	174	年月日未詳	飯野八幡宮縁起注進状案	(伊賀盛光)	(室町幕府政所)	岩城郡八幡宮縁起注進状案	岩城郡八幡宮縁起注進状案(25)
⑭	175	元久1(1204)9/10	石清水八幡宮領好嶋庄田地目録注進状案	公文所	(鎌倉幕府政所)	八幡宮領好嶋庄田地目録注進状案	—

- (注記) i) 通番①から⑭の文書番号19から175は、玉山成元校訂『飯野八幡宮文書』(史料纂集〔古文書編〕、統群書類従完成会、1983年)の文書番号と、飯野文庫発行『定本 飯野家文書 中世編』(CD-ROM版、平電子印刷所、纂修堂、2002年)および小林清治「飯野家文書の調査と先人」(『東北学院大学東北文化研究所紀要』35号、2003年、16～20頁)にしたがった。成巻番号・未成巻番号、文化庁『飯野家文書目録』『いわき市史』『福島県史』の文書番号は、小林論文を参照されたい。なお、文書番号の●印は、『石清水八幡宮史』(史料第5輯、1935年)に収載された文書である。
- ii) 無年号の場合、推定できる年号を〔 〕内に入れて表記した。
- iii) 文書名は、これまでの文書名を変更した場合がある。なお、荘園名は「好嶋庄」に統一し、文書名にも反映させた。
- iv) 差出および宛所のない文書については、想定される文書の発給者・受給者を( )内に入れて表記した。
- v) 『定本』の文書名は、『定本 飯野家文書 中世編』掲載の文書名を引用した。また、『南北朝』は、大石直正・七海雅人編『南北朝遺文』東北編第1・2巻(東京堂出版、2008、2011年)であり、掲載の文書名を引用し、( )内に文書番号を挿入した。なお、①②③④は鎌倉時代の文書であり、『南北朝』には収載されていないので、「―」の符号で表示した。④⑤の(未収)は、『南北朝』には収載されていない南北朝と推定される文書であること、御請や社領の記述から石清水八幡宮関係文書と認定できるので掲出した。
- vi) 通番⑬⑭は、石清水八幡宮の記述から石清水八幡宮領好嶋庄田地目録注進状案

『飯野』の玉山氏の校訂では、本文の書き出し欠損箇所に□の符号を用いているので、字数は不明と判断されたようだ。しかし、後掲の【史料B】を勘案すれば、「當宮」の2字と推定できるから、□□と表記し（當宮）と注記した。2行目の「官符」はもちろん太政官符のことであり、玉山氏とおなじく（符）と注記した。宛所の「八幡」について、同氏は（飯野）と傍注を付したが、これは「石清水八幡宮」と確定できる。結論を先取りすれば、本文書【史料A】（表1-④）は、これまで「右衛門佐某奉院宣案」とされてきたが、暦応4年（1341）9月20日付け石清水八幡宮別当法印（平等王院曩清）宛て光嚴上皇院宣案と、文書名を訂正すべきである<sup>(17)</sup>。

暦応元年（建武5）6月11日、尊氏方の相馬親胤が、宇多庄で軍忠を果たした伊賀盛光に好嶋西庄内の本知行分を安堵し（『飯野』152号）、また7月8日には西方の盛光知行分を尊氏の御教書に任せて打渡している（『飯野』38号）。北朝軍、とくに足利直義方として戦功をあげた伊賀盛光が、好嶋庄西方の預所職を回復したことにより、後述するように、石清水八幡宮寺を本所とする祈祷料所とともに、幕府御料所として年貢が上納された。上記の院宣もこのような状況を背景として、石清水側から盛光方におくられたのである。要するに、検校職の転任を、預所方へ直接通達するための案文だった<sup>(18)</sup>。

さらに、確証を得るために、正平13年（1358）3月6日付け後村上天皇綸旨（『石清水』2-764号、569頁）の【史料B】を掲出しておきたい。石清水八幡宮所蔵の正文<sup>(19)</sup>をもって確認し、なお釈文の改行は正文にしたがった。

#### 【史料B】

當宮并護国寺検校事

官符未到之間且可被

存知者依

天氣執達如件

正平十三年六月七日

（藏人頭 源 顯 経）  
左権中将（花押）

（田中定清）  
八幡別當法印御房

【史料A】および【史料B】は、案文と正文、院宣と綸旨の異同はあるものの、本文はほぼ同じで、ともにときの「八幡別當法印」を、院宣や綸旨をもって、石清水八幡宮寺（本社と護国寺）の検校職に補任したことは明らかである。【史料B】に関し、石清水文書には、ひとしく石清水八幡宮別當法印の田中定清に対する同日付けの宣旨、後村上天皇口宣案がのこされている（『石清水』765号）。このように両

文書を併置して較べれば、【史料A】が飯野八幡宮別當宛ての院宣案でないことは明白である。石清水境内の神宮寺である護国寺の別當（または権別當）が、石清水八幡宮の祭祀・祈祷を掌握する検校職に任じられ、社務を執行し、宮寺組織を統轄したのである。

ついで、【史料A】の文言について再検証してみよう。「官符未到」はすでに鎌倉期から知られるが<sup>(20)</sup>、平安から鎌倉においては、太政官符は主に僧位・僧官の叙任にかかわって治部省宛てに出され、石清水八幡宮寺の祠官家の社僧が補任された。修理別當—権別當—別當—検校の順次昇進に関する補任は、太政官牒によっておこなわれていた（『石清水』2-608、611、613号、永暦2年〈1161〉勝清昇進事。同641、644、646号、宗清昇進事。）。それが、弘安3年（1280）の龜山院院宣に「官牒未到之間」（『石清水』2-719号）と見えるように、ときの田中堯清は後宇多天皇の口宣案をもって修理別當に補任され、龜山院の院宣によって法眼に叙されている（同717号）。同5年2月19日付けの龜山院院宣（同724号）と後宇多天皇口宣案（同725号）で権別當に補任され、翌6年には龜山院院宣をもって権少僧都に任官している（同733号）。石清水八幡宮寺の執務を主導する寺家の祠官家では、権上座—少別當を経て修理別當に昇進するが、前2役については、検校・別當以下の祠官と俗別當・神主らの署判が据えられた宮寺符によって任命されていた（宗清の例『石清水』2-639、640号）。

鎌倉後期以降には、ほとんど太政官牒や太政官符は発給されず、口宣案ないしは綸旨、および院宣がそれにかかわって出されたのである。だから、上記の【史料A】【史料B】のように、「官符未到之間」といった慣用の文言が書かれたといえる。

さらに、「九月廿日」の年次が問題となる。飯野八幡宮文書内の石清水八幡宮寺関連文書は、南北朝期に集中している。この時期の検校職について、別當家の「祠官系図」（石清水八幡宮社務所発行『石清水八幡宮史』首巻）を通覧すると、別當が検校職に任じられた9月20日は、唯一、平等王院曩清で、「暦応四年九月廿日、転社務検校」と書かれている。平等王院曩清は、同系図によると、善法寺尚清の次男で、母は若宮巫女の春松といわれる。善法寺（入江）通清の兄だが、善法寺家から分派して平等王院家を称した。正和3年（1314）に法印に叙されている。くわえて、小寺家本「石清水八幡宮略補任」<sup>(21)</sup>によれば、はじめ曩清は検校通清の元弘3年（1333）7月30日に別當に任ぜられ、建武元年（1334）4月7日に退任、また建武3年2月19日に別當に還補されている。同時に陶清（田中堯清の子息）が

検校に還補されたが、同年6月6日、ふたたび通清が検校職となった。しかし、通清は暦応4年9月19日に入滅したため、暦応4年9月20日に曩清が社務検校に任ぜられ、康清(曩清の弟、新善法寺家の祖)が別当に就任した。

曩清は延文5年(1360)11月12日に入滅した。「祠官系図(平等王院)」には「社務三度歟」とあるが、前掲「略補任」では、暦応4年、観応元年、文和3年、同4年の4度検校に補されたと見える。また別当は、元弘3年、建武3年2月、同年6月の3度務めたとある<sup>(22)</sup>。暦応4年9月20日時点の北朝の院宣は、光明天皇の実兄・光厳上皇の発給にかかるものだから、【史料A】の文書名は光厳上皇院宣案として間違いない。

社務検校の権能は、八幡宮における祭祀・祈祷を掌るところにある。これまでほとんど考証されていないけれども、その祭祀・祈祷料を收取し、祭祀役にあわせて奉仕役料を宮寺社内に下行する権能をもっていたことが知られる。たとえば、石清水八幡宮所蔵「年中諸神事社務御下行帳」<sup>(23)</sup>や同「長祿二年大会下行帳写」<sup>(24)</sup>の奥裏書に「此正文社務在之」と見える。したがって、社務が祭礼費の下行を差配していたに違いない。また、同所蔵「御神楽米下行請取状」<sup>(25)</sup>がのこされており、下行分の請取状がその都度、請取人から社務検校方に提出されていたこともわかる。なお、石清水検校は、検校職の期間、祈祷料の收取権や社務領を継承していた。後述の石清水八幡宮領好嶋庄にかかわって登場する石清水八幡宮社務(田中<竹>朗清)代朝円(表I-⑩)の存在に鑑みれば、好嶋庄の預所側も石清水八幡宮の検校職を注視していたことがわかる<sup>(26)</sup>。

【史料A】(表I-④)によって、社務検校の転任に関し、検校方から預所職へ直接通知されていたことが、石清水八幡宮の研究史上、はじめて証明されたことの意義は大きい。さらに、石清水検校職の転任に関する興味深い史料を紹介しておこう。3代鎌倉公方の足利氏満(在職1367~98、9歳で公方)が、永徳2年(1382)と推定される10月15日付けで、検校善法寺了清(永徳2年8月30日「武家吹挙」により検校昇進<「略補任」>)に宛てた書状である。すなわち、「石清水八幡宮社務職転任之由承知了、祈祷事、任代々之例、可被致精誠候」(『石清水』6-52号、74頁)とあって、社務検校への転任報告を請けた氏満が、代々の先例のとおり懇ろな祈祷を依頼したものである。社務検校職の転任について、新任の検校から、石清水崇敬者(祈祷料進納者)の関係諸所へ通達されていたことの証左となるだろう。

その理由に関し、例証をあげながら、考えておきたい。たとえば、文和3年(1354)の事書<sup>(27)</sup>を見よう。その「石

清水八幡宮神人等閉籠嗷訴事」には、これまで「社務転任」における安居頭役は「二重弁」(二重成)だった。つまり安居会を前にした年度途中での検校の交替(「社務遷替」)があった場合は、前任と新任の両検校にたいして安居頭役料を負担していた。しかし、石清水八幡宮寺の境内都市<八幡><sup>(28)</sup>の「境内神人」らの「神訴」(嗷訴)により、室町幕府御教書が出され、安居会における今後の二重成が停止されたことがわかる<sup>(29)</sup>。このように祭祀料などのための年貢や公事を、社務検校の雑掌や代官に納める場合、預所側が検校の転任を承知していなければ、二重成などの負担増が生じるおそれがあったということではある。

好嶋庄の場合は、幕府の祈祷料所として石清水八幡宮寺に寄進されたものだった。それも鎌倉幕府から室町幕府へと継承された。とすれば、石清水検校が社務職として直接裁量できた別宮荘園(社務領)だった。だから、あらたに補任され、昇進した検校側が預所へ報告する必要があったのである。上記の文和3年の検校職は、先に述べた田中定清から同年4月5日に平等王院曩清に転任、そして同10月2日に竹朗清に転任している。7月15日に主祭が執行される安居大会の頭役料は、この時期、主に境内四郷の有徳な境内神人が負担していた。慣行としての二重成が免除された例だが、石清水八幡宮寺領荘園においてもひとしく想定されることである。【史料A】は、検校の交替にともなう年貢・公事の收取にあたる混乱を忌避するためにも、検校職補任状(光厳上皇院宣)の案文を通知して、年貢の收取を全うするための処置だったのである<sup>(30)</sup>。

ところで、石清水の場合、「社務職」として単独で表記されるのは、永和4年(1378)を初見とする。同年6月8日付け足利義満の將軍家御教書(『石清水』3-771号、3頁)で、神人らによる社頭閉籠濫訴に関し、社務の推挙を経た次第沙汰を、検校田中常清に求め、「無左右不可有社務職改動之儀」と咎めた。義満にはじまる社務職への関与は、ついで応永16年(1409)善法寺末清が4代義持によって社務に補任され、將軍代始にともなう社務職安堵の先例になったと伝えられる(『石清水』3-954号)。「石清水八幡宮社務職」は、將軍家御教書および幕府奉行人連署奉書をもって補任された<sup>(31)</sup>。僧職・神職の官位の任叙権が、南北朝末期の段階で幕府によって掌握されていった点はすでに指摘されている<sup>(32)</sup>。石清水の場合、鎌倉幕府は原則、任叙権にたいし積極的には関与しなかった(『石清水』6-51号)<sup>(33)</sup>。尊氏期からの足利將軍家の「武家執奏」にたいする北朝の勅答が知られる。かかる幕府の推挙権にくわえて、義満以後、朝廷が補任した検校職とともに、「社務職」が將軍家によ

て補任・安堵されるようになった点は注視される。

このことは、徳川家康以降も継続し、徳川将軍家朱印状によって石清水八幡宮社務職が安堵された。室町時代以来、しばしば競望が繰り返された社務檢校職に関し、慶長5年(1600)5月25日、田中秀清の社務廻職の訴訟を受けた家康は、判物をもって社家の田中・善法寺・新善法寺・壇が廻職(輪番)で社務職に就任することを確定した(『石清水』3-1262号)。さらに、寛永9年(1632)3代家光の代に、「権現様御定以来」勅許を請けて社務職安堵の将軍判物が発給されることが、摂政一条兼退の意見で公式に確認された(『石清水』3-1021号)。また、将軍家光による「公儀之御沙汰」(『石清水』3-1038号)、いわば「公儀普請」をもって石清水本社が新造・正遷宮なされたが、その際の遷宮料二千石をめぐって、田中敬清にたいし新善法寺常清が京都所司代板倉重宗に訴状をあげた。田中敬清の陳状にしたがえば、遷宮料の裁量権は当時の社務職が掌握し、遷宮の奉仕を担った神人らへの下行を執行していたことがわかる(同上)。また、石清水八幡宮所蔵「放生会料証文之写」(未刊「田中家文書」杉雜-38)によれば、延宝9年(1681)7月日付け放生会下行米覚書写の端裏書に「御神事料毎年ニ受申候証文之写新善法寺ヨリ来ル」と見える。当時の檢校は新善法寺晃清であり、放生会の祭祀料米を受領した証文と下行米覚書の両写本が、檢校から祠官の田中家に渡されていたことも知られる。

要するに、勅許された檢校職と一体であった社務職は、義満期以降、将軍家の補任状によって保障された。この将軍安堵の社務職に関し、江戸時代に至るまで、年中祭祀料や祈祷料、および社務領の年貢にくわえて、ひとしく遷宮料の裁量権も認められていたことが明らかとなった。

### Ⅲ 石清水関係文書の考察

はじめに述べたように、石清水八幡宮社務所発行『石清水八幡宮史』史料第5輯(1935年)において把握されていた石清水関連文書は、前掲の表I-⑤⑥⑦および⑩⑪の5点である。その外の関係史料も含めて、あらためて読み直してみたい。

表I-①②③は、東京大学史料編纂所編『花押かがみ 五 南北朝時代一』(吉川弘文館、2002年)内にその花押が収められ、差出人が確定されている。だがその後、注意されることはなかった。刊行年次が影響しているのかもしれないけれども、たとえば、表Iの〔注記 i)〕に紹介した小林清治氏の論考および以後の研究に反映されていない。

表I-①の文書名は、従来、法印某請取状であった。しかし、『花押かがみ 五 南北朝時代一』(158頁、花押番号3227)では、壇朝清とされた。①の嘉暦元年(1326)12月28日時点の檢校職は、前述の「略補任」によれば、壇朝清で間違いない。また「祠官系図(壇)」にしたがえば、壇妙清の子息、母は檢校田中行清の女子、文永11年(1274)9歳で出家、弘安2年(1279)法印に叙され、嘉元2年(1304)別当に補任されたと見える。「祠官系図(壇)」と「略補任」とを勘案すると、檢校職は5度務めたことがわかる。補任年を列記すると、嘉元3年(1305、10月4日妙清入滅「師弟相統希代例也」10月24日宣下)、正和3年(1314、10月2日<28日>還補「関東吹拳」<祠官系図>「関東吹拳謀書云々」<略補任>)、同5年(1316、3月30日<4月1日>)、元応2年(1320、10月6日)、正中2年(1325、閏正月12日)。暦応2年(1339)10月13日に入滅、享年74である。したがって、①は、嘉暦元年(1326)12月、檢校職<sup>(34)</sup>の壇朝清が好嶋庄西方の年貢26貫550文を受領したことにたいする年貢請取状である。

表I-②③は、これまでの史料集では②の押紙にある「佐竹入道代小林入道」との記載から、「佐竹入道代小林入道請取状」の文書名が付けられていた<sup>(35)</sup>。しかし、上記の壇朝清とひとしく、『花押かがみ 五 南北朝時代一』(同書189頁、花押番号3275)内において、善法寺(入江)通清と確定された。すなわち、②③ともに、石清水八幡宮寺檢校善法寺通清年貢請取状と判明した。なお、「佐竹入道代小林入道」の押紙については、おそらく好嶋庄東方の中心であった絹谷村が岩崎氏と血縁関係を有する佐竹氏によって支配されていたことから<sup>(36)</sup>、「法印(花押)」の奥に誤って貼られたのかも知れない。②③はともに「八幡宮領陸奥国好嶋西方請料用途」と書き出され、26貫500文の嘉暦2、3年分の年貢請取状であった。これまでは、押紙の記載にしたがって、嘉暦年間には年貢の一部が佐竹氏の請所となっており、26貫500文がその請料だと指摘されてきた<sup>(37)</sup>。しかし、①から判断して、26貫500文は請負料ではなく、石清水檢校職に上納された将軍家祈祷料の年貢額だったのである。

通清は、「祠官系図(善法寺)」によると、永仁4年(1296)の生まれで、父は後嵯峨院の「皇胤」と伝えられる善法寺尚清(母は花山院法眼良宗の女子)。5歳にて出家、嘉元2年に法印に叙され、嘉暦3年、権別当のまま社務檢校に補任され「希代事」といわれた。「略補任」にみる檢校職は、嘉暦2、元徳3、建武3年の3度である。暦応4年9月19日に入滅、享年46だった。②③の嘉暦2、3年は檢校職に就



いていた。

石清水検校から出された年貢請取状の宛所はないけれども、当時の好嶋庄西方の預所にたいする文書と見なせば、表I-①は伊賀光貞、②③は伊賀盛光であったと考えられる。また、『飯野』および『定本』22号の嘉暦3年10月10日付け鎌倉將軍守邦親王の安堵外題、執権北条守時の証判に留意しておこう。この関東外題安堵は10月10日付けだが、貞光の讓状は嘉暦3年7月16日付けで、好嶋庄の飯野・好嶋兩村の預所職を含む家督・所領を譲り渡したものであった。建武4年6月日付けの伊賀盛光申状（『飯野』150号）では、「而亡父左衛門尉光貞、去嘉暦二年七月十六日讓与于盛光之間、仍令伝領之」とあり、伊賀氏の家督讓与は嘉暦3年7月16日である。

このように史料上、14世紀前期、鎌倉末期の好嶋庄西方は石清水社務検校職の祈祷料所（祈祷請負の年貢用途が収納される石清水八幡宮寺領荘園）だった。伊賀（のち飯野）氏が預所職を所得する前の史料は『飯野』『定本』には残存しないので、①の壇朝清以前については未詳といわざるを得ない。先行研究では南北朝期から石清水八幡宮領が再興されたと指摘されていたが、鎌倉末期に遡ることが確定された点は注視すべきである<sup>(38)</sup>。

さて、すでに詳述した暦応4年の④は、好嶋庄が「石清水八幡宮領」であると、はじめて明記された文書である。③が嘉暦3年だから、史料上、13年間の空白期間があった。鎌倉幕府の滅亡から室町幕府の成立の動乱期だが、この間、関東御領から足利將軍家御料所への転換がなされた。

なお④は、暦応4年11月の⑤に「副進」として「一通院宣案社務伝任事」と見える。その⑤は、石清水検校に任せられた平等王院曩清宛ての光厳上皇院宣案によって、沙汰雑掌の光智が、年貢30貫文に関し、好嶋庄西方預所職の伊賀盛光にたいし皆済を命ずる將軍家御教書を要請するために、社家奉行に訴えたものである。盛光相伝のこと、毎年賦課してきた点、また「社務分附之地」といった本文の記載から、石清水八幡宮寺社務の検校職が年貢の所得権限を引き継ぐ土地、すなわち社務領だった点は確実である。社務検校が通清から曩清に転任した根拠を示しており、光智は社務曩清の好嶋庄沙汰雑掌に就いていた。本文の「年貢」の紙背には、社家奉行雑賀貞尚の花押が据えられており、裏を封じて下達されたことがわかる。

ちなみにこの時期、石清水八幡宮領+荘園名+雑掌+人名の表記について、『石清水』（田中家文書・菊大路家文書）から探ると、数は少ないが散見できる。たとえば、建武5年（1338）8月27日付け足利直義下知状には「石清水八幡

宮領出雲国安田庄雑掌行宗申」（『石清水』1-212号、409頁）と見え、雑掌が地頭の押領に関し相論に及んだことがわかる。このような雑掌は、在京して訴訟事務を担当する沙汰雑掌であった。貞治3年（1364）、翌4年に見える「石清水八幡宮領備中国水内北庄雑掌家継申」（『石清水』1-230、231号、449頁）と同じように、好嶋庄雑掌光智についても在京の沙汰雑掌だったと考えられる。

ところで、尊氏と、いわゆる二頭政治をおこなった足利直義の寺社政策はよく知られているが、なかでも石清水への崇敬は篤かった。清和源氏の守護神である八幡宮に頻繁に参詣したことは指摘されている。拙著<sup>(39)</sup>でも触れたように、さらに密着した関係を強調しておかなければならない。主な事項を列記すれば、醍醐寺三寶院賢俊の仲介で石清水別当家の善法寺通清・昇清父子が尊氏・直義の將軍家御師職（祈祷師）に就いたこと。建武4年（1337）6月、尊氏は祭祀料を寄進して石清水安居会を武家沙汰として再興した。翌5年3月、直義は天王寺合戦の戦勝を祈謝したこと。改元後の暦応元年（1338）7月、男山の南朝・春日顯信（北畠親房の次男、顯家の弟）軍を攻略した高師直軍の兵火によって焼亡した社殿を、尊氏が造国司・直義に再建させ、12月14日に正遷宮が執行されたこと。直義は石清水に6回参詣し、なお霊夢のため醍醐寺座主の俊賢に代参させたこと。観応の擾乱に際し、観応2年（1351）正月、直義は石清水八幡宮に籠もったことなど、直義と石清水とは相当密着していた。さらに、直義と光厳上皇との公武融和の関係も見逃すわけにはいかない<sup>(40)</sup>。暦応2年12月以降、直義は光厳上皇の御所を訪問し、毎年正月参院は恒例となり、なお光厳上皇と光明天皇が直義の邸宅・三条殿に臨幸したこともあった。『太平記』（第23卷「上皇御願文事」）では、光厳院が直義を「股肱の賢弼」と物語っている点などに鑑みると、幕府と石清水、好嶋庄との直截な関係性も想定されるのである。さらに地域の政治動向に着目すれば、建武2年12月、伊賀盛光ら一族衆は「陸奥国御家人」として、直義の命に従い、足利方に与する佐竹貞義の陣営に着到した（『飯野』131号）。翌3年には常陸武生城に着到、軍忠にたいする証判を佐竹義篤から得ている（同134～136号、148号）。また、建武4年12月1日付けで直義から「奥州所々合戦」の軍忠への感状が与えられた。

そこで表I-⑥だが、⑤で見たとおり、石清水八幡宮領陸奥国好嶋庄雑掌光智の申状により、幕府引付に送付された訴状ならびに具書が認証された。足利直義方に属した好嶋庄西方預所の伊賀盛光にたいし、高師直の弟、直義の指揮下で訴訟奉行を担当した引付頭人の高重茂が、翌暦応5

年（1342）正月、年貢の完済を命じた奉書である<sup>(41)</sup>。

さらに⑦は、『飯野』の文書名は足利尊氏御教書だが、その外の史料集では主に「左衛門尉某奉書」とされ、引付方の奉行人奉書の可能性もある。奉者の官途「左衛門尉」から、同時期の引付方の奉行人を探ると、青砥康重・志水某・斎藤利泰・依田貞行<sup>(42)</sup>らがあげられるが、⑦の花押型からは確証を得ることができない<sup>(43)</sup>。本文の内容は、好嶋庄西方の領家職に課された兵糧米の徴収について、「石清水并当社神領」という理由で、預所かつ「社家別当」<sup>(44)</sup>だった伊賀盛光宛てに免除を通達したものである。石清水八幡宮寺領好嶋庄西方は石清水八幡宮ならびに飯野八幡宮の「神領」を理由に、守護公権を行使する石塔氏や相馬氏からの兵糧米の賦課・徴収が免許された。將軍家祈祷料所の好嶋庄を媒介して、石清水と飯野は、いわば本宮（本社）と別宮（末社）のように、同体として認定され、その処遇を受けたものとおもわれる。たとえば、康永2年の相馬親胤寄進状（『飯野』50号）によれば、寄進の大義は「為被致將軍家御祈祷之精誠」であった。やはり、飯野八幡宮は石清水八幡宮寺の別宮との認識があったとみてよいだろう。

飯野八幡宮を別宮と明記する史料は確かめられないが、本所の石清水八幡宮護国寺検校に年貢を上納し、地域における石清水別宮としての待遇を得ることで、石清水八幡宮寺境内および所領荘園や、外の石清水別宮と同様な權益を幕府から認められ、課役の免除特権を獲得できたものと考えられる。別宮の検校職や別当職は石清水八幡宮検校・別当が兼帯する場合や、石清水側から俗別当・神主職の紀氏一族が派遣され、別宮となった地域の八幡宮の人事を掌握し、土着して所領支配に及ぶ場合などがあった。

好嶋庄の八幡宮については、預所が八幡宮別当職（社家別当）を支配したといわれるが、その根拠史料はないとの指摘もある<sup>(45)</sup>。いずれにしても南北朝期に預所職の伊賀氏が社家別当や神主職に就いた点は、地域における自立化の傾向をうかがうことができる。その後、康永2年（1390）の岩城隆久寄進状（『飯野』100号）では、「天下泰平」と「郡内安穩」を祈願して飯野八幡宮に新寄進されている。地頭国人に崇敬・擁護された、岩城郡域内の八幡宮として、地域性を強めた証左といえるだろう。

表I-⑧の貞和4年（1348）10月27日付け御奉行所宛て伊賀盛光請文案によると、京都に進上する「好嶋庄御年貢帖絹」に関し、幕府奉行人奉書の命にしたがい預所職として催促したけれども、建武以来の合戦で土地は疲弊し、軍勢催促に応じた地頭らが歎いている状況が書かれている。未納の多年分は難しいが、100貫文の代銭をもって来る11

月に進上する点についての披露を頼んでいる。

翌貞和5年（1349）正月18日の同日付けで⑨と⑩が作成されている。その散用状が⑨である。正月に好嶋庄の代官有資が記した好嶋庄年貢散用状で、幕府政所に80貫文（銭・絹・白小袖）、石清水の「八幡宮家」（社家家のことか）に7貫文（絹・馬、片絹代は「社家雑掌」の給与分、残りの現銭は「御代官方」〈政所方の代官か〉へ返進）と見える。好嶋庄の領家は將軍家＝公方料所（御料所）で、政所方の代官を通して年貢が進納された。散用状の署判者・有資は、預所職の伊賀盛光の代官だった。貞和4年11月27日付け岩城行隆年貢送状（『飯野』65号）には、好嶋庄西方年貢として「絹三疋」を預所方へ送付したと記されている。⑨の散用状の石清水八幡宮年貢進納分の「絹三疋 代参貫七百六十文」と合致するので、この年貢分と見なされる。

表I-⑩は、石清水八幡宮社務検校職の竹（西竹）朗清（貞和2年正月11日検校補任、延文3年2月2日入滅、寺務5年）の雑掌・朝円による、好嶋庄西方貞和4年分の年貢7貫文の請取状である。「社務代」の役職は外に見いだすことはできないが、好嶋庄で年貢の收取にかかわった所務雑掌だろう。⑨と同日付けであることから、預所代の有資から年貢を受領した際に請取状を書いたものである。表I-⑩の観応元年（1350）6月22日付け沙弥某・左兵衛尉某連署奉書では、「好嶋西庄帖絹去貞和四・五、兩年未進」とあって、預所職の伊賀盛光にたいし「京都」へ進納するように幕府奉行人が命じている。したがって、⑨の散用状や⑩の請取状はそれ以前の未進分の代銭上納分だったことがわかる。

しかし、これらの関連文書を境にして、京都（幕府政所と石清水八幡宮社務検校）との年貢收取にかかわる直接的な史料は管見できない。観応の擾乱の影響も想像されるが、石清水八幡宮領好嶋庄の存否に関する分水嶺だったことは間違いない。伊賀盛光は、観応2年、奥州管領の吉良貞家の軍勢催促（同185）に応じている（同161、162号）。そして、翌3年には「神主」「飯野八幡宮神主」と称された（同72、73、74号）。それも直義派の吉良貞家による祈祷要請や巻数返事に見えている。伊賀盛光および飯野八幡宮の地域での自立化が推し進められた。直義の死後、文和2年（1353）正月、盛光は尊氏から元のごとく「奥州東海道検断職」を安堵された（同76号）。擾乱後、幕府に属した吉良貞家は飯野八幡宮神主盛光の申請にもとづいて、地頭職による押領停止の命令を発し、下地を社家に沙汰付けることを下達した（同78、79号）。

幕府料所の実態を解明された桑山浩然氏は、守護権限の介入を排除するために料所になる場合があると指摘し、そ

の存在形態には勲功地や寄進地として給与するか、ないしは政所料所として預け置いた場合があったと説かれている<sup>(46)</sup>。幕府料所・石清水八幡宮領との年貢収納関係、奥州管領と伊賀氏との交渉、飯野八幡宮の新造と伊賀氏の神主化、飯野氏への改姓、前述した表I-⑬の「縁起」などを勘案すると、観応の擾乱を境に、伊賀氏の働きかけによって、幕府から飯野八幡宮領の寄進地として預け置かれたものとおもわれる。

なお、年末詳の表I-⑪は、⑨⑩とほぼ同時期と考えられるが、石清水八幡宮の年貢20貫文について、惣領となった地頭・岩城隆兼が預所の伊賀盛光にたいし進納するように催促している<sup>(47)</sup>。貞和5年8月3日付け左兵衛尉某・沙弥某連署奉書(『飯尾』63号)では、岩城隆兼に「好嶋西庄内河申子」に関し競望の停止を命じた。⑪はおそらくこの時期と想定されるので、年代を貞和5年と推定した。また、表I-①②③や⑤の年貢額を見ると、石清水検校側が鎌倉期からの年貢額に準じた不足分について、再納・完納を要求したようだ。仮に⑨⑩で収納された7貫文の不足分とすれば、20貫文は妥当な年貢額といえよう。

表I-①④の石清水検校の別当家、壇家や平等王院家のがのちに絶家し、善法寺通清も別家を分脈させたこともあって、現在、石清水八幡宮には好嶋庄の関連史料がまったくのこっていない。しかし、陸奥国好嶋庄が、鎌倉末期から南北朝期の約20数年間、石清水八幡宮寺を本所とし、社務検校職が將軍家祈禱料所として年貢を取取していたことがあらためて明らかになった。

京上されるべき年貢額は、26貫550文、26貫500文、30貫文、7貫文(+20貫文)と異なっていた。その経緯については、貞和4・5年の「好嶋西庄絹」年貢の京上が未進で、幕府から伊賀盛光に督促があった点や、また後の貞治4年の伊賀盛光申状では年貢について「西方地頭等雖令催促、不及是非左右候」と見えるように(『飯野』65、168号)、内乱期、中央や地域の政争にかかわった在地状況の転換に応じて、年貢・諸役の京上・取取が不安定だった点を推し量ることができる。

おわりに

京都、南山城男山に鎮座する天下の宗廟・石清水八幡宮寺領の莊園史としては、いわば〈忘れられた莊園〉だった陸奥国好嶋庄について、本所の石清水側視点から「飯野家文書」を再検討し、先行研究の指摘や見解をいくつか修正した。結びにかえて、本文での論証の結果を整理し、新

たに究明した点を中心に要約しておきたい。

- i) 「飯野家文書」において、石清水八幡宮を直接明示できる関係史料は12点(前掲表I-①~⑫)、石清水に関連する参考史料は2点(同-⑬⑭)である。かつて『石清水八幡宮史』(史料第5輯)に石清水に関連する6点(実際は同-⑤⑥⑦⑩⑪の5点)の文書が掲載されたが、石清水八幡宮の神社史および莊園史の観点からこれまで詳しく考証されることはなかった。そこで、かかる基盤的な研究として、表I【石清水八幡宮関係文書一覧表】を掲示し、年次比定や文書名の修正を含む史料報告をおこない、ここに新たな研究情報を提供することができたものとする。
- ii) 陸奥国岩城郡好嶋庄の成立については、鎌倉の鶴岡八幡宮の創建とひとしく、頼朝の信頼が篤かった千葉常胤の働きかけが大きいとおもわれる。石清水八幡宮の分霊を勧請し、好嶋庄の八幡宮を創建、自らは預所職に就き、あらためて関東御領に組み込んだ。石清水領莊園としては、後鳥羽院と鎌倉幕府(実朝)との公武融和政策を背景として、將軍家の祈禱料所を大義に本所と仰いだ石清水を本社(本宮)、好嶋庄の八幡宮を末社(別宮)とした。鎌倉末期、伊賀光貞宛、同嫡男・盛光宛での石清水社務検校の年貢請取状(表I-①②③)から、好嶋庄は南北朝期に再興されたとする、一連の先行研究の通説を訂正した。南北朝期、本所と石清水検校と好嶋庄預所との取取組織をめぐっては、石清水社務検校-社務代-沙汰雑掌-所務雑掌-預所-預所代といった階梯を確かめることができた。なお、上記のように年貢の請取や社務検校の昇進転任(表I-④)について、石清水社務側から好嶋庄預所・伊賀氏に到達されていた点を勘案すると、本社での年中祭祀料とともに、別宮莊園から収納された年貢や寄進された祈禱料にかかわる石清水社務検校の取得権、および社内の祭祀諸役にたいする下行など、社務の裁量権が明らかになった。
- iii) 鎌倉末期に再興した預所職を喪失した伊賀盛光が、「社家別当」「神主」に就いて以降、好嶋庄の飯野八幡宮は石清水八幡宮寺の別宮からの自立化が推し進められた。14世紀後半、石清水八幡宮寺を本所とする旧来の莊園制の枠組みとしては、おおよそ観応の擾乱を境に、室町將軍家の祈禱料所・好嶋庄における、本末(本宮-別宮)関係を前提とした年貢の取取がまったく確かめられない。したがって、幕府は伊賀氏の勲功に対し、將軍家の祈禱料所を神主職の伊賀(飯野)氏に飯野八幡宮領の寄進地として預け置いたものと思なされる。

## 〔付記〕

成稿にあたっては、飯野文庫発行『定本 飯野家文書中世編』を活用させていただいた。原本の調査は叶わなかったが、今後、御許可を賜ることができれば、飯野八幡宮史の研究がさらに進展するものとする。石清水八幡宮文書については、いつもながら、石清水八幡宮研究所の西中道禰宜と田中博志権禰宜のお世話になった。また、文書の所在や史料内容などに関し、山名隆弘氏、岡田清一氏より御教示いただいた。皆様方には深甚の謝意を表したい。

(2020年2月3日)

## 註

- (1) 同表の注記には、『石清水文書』等により別宮・別宮領を除き石清水八幡宮領とある荘・園・保のみを掲げた。」とある。同項目の本文には、「鎌倉・室町時代の宮寺坊領は四百余カ所」と書かれている。表I-④のとおり、好嶋庄は史料上「石清水八幡宮領」と見える。
- (2) 文献では好嶋庄・好嶋荘などと記されているが、本文では史料に多く散見される「好嶋庄」をもって表記とする。
- (3) 『石清水八幡宮史』では、貞和2年6月29日付け左衛門尉経満避状が掲載されているが、石清水八幡宮に直接関連する文書とはいえないので、一覧表に掲出しなかった。
- (4) 中世では、史料上「石清水八幡宮寺」と表記されることが多い。本社・本殿と護国寺以下の境内堂塔・坊舎の景観とともに、祠官家の寺家が統轄する社僧集団および俗別当らの神主、境内都市〈八幡〉の神人衆といった社内組織の総体が、公武から主に「宮寺」と認知されていたのである。なお、本文では、以下「石清水八幡宮」や「石清水」「宮寺」と略記する場合がある。
- (5) 『飯野文書』の伝来と伊賀盛光(『いわき市史 付録』5号、1976年、のち同氏『奥羽中世雑考』笹氣出版印刷株式会社、2001年、69頁)
- (6) 佐々木氏の研究には、「陸奥国好嶋庄一中世奥羽庄園の一例として」(『文化』3-11、1936年)、『福島県史』(古代中世通史編、1969年)、「陸奥国好嶋庄補考」(『東北学院東北文化研究所紀要』2、1970年、のち同著『中世東北の武士団』〈名著出版、1989年〉所収)、「東国における庄園制解体過程の一断面—陸奥国好嶋庄西方預所伊賀氏の場合—」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館、1973年、同上所収)などがある。
- (7) 『福島県立博物館調査報告第4集 陸奥国好嶋庄復元調査報告』福島県教育委員会、1983年
- (8) 「好嶋庄と岩城氏」(『福島の研究』2・古代中世篇、清文堂、1986年)
- (9) 『講座 日本荘園史』吉川弘文館、1990年
- (10) 「鎌倉期における荘園支配の実態と秩序—陸奥国好嶋庄を素材として—」(『鎌倉遺文研究』11号、2003年)
- (11) 同史料にしたがえば、鎌倉将軍守邦親王の仰せを請けた執権・北条守時が証判した外題安堵は、嘉暦3年10月10日付けのものである。
- (12) 文和4年2月日付けの伊賀備前守宛て足利尊氏感状(『飯野』188号)から、備前守の受領推挙は、それ以前に尊氏からなされていたと考えられる。
- (13) 摂社に「鎌倉明神」(鎌倉権五郎景政を祀った御霊明神か)、また「神宮寺」と見える。
- (14) その外に「八幡宮領」(『飯野』19・20・21号)などである場合は、好嶋庄の八幡宮領であって、石清水八幡宮領のことではない。
- (15) 拙稿「第一章 石清水八幡宮の歴史」(石清水八幡宮発行『石清水八幡宮本社調査報告書』2014年、13頁)の【石清水八幡宮別宮一覧表】(この表は、科学研究費補助金研究『中世神社史料の総合的研究』〈研究代表者・鍛代敏雄〉の研究成果である。とくに北爪寛之・水野嶺両氏の協力を得て作成した。ただし現在においては、別宮数を70箇所と改めることなど、表の一部修正が必要と考える。なお同研究報告書所収の北爪「鎌倉期の安居頭役賦課と祭祀の運営」を参照されたい)。また拙著①『八幡さんの正体』(洋泉社、2018年、109頁・161頁)でも別宮預所職の関東御家人が安居会の頭役負担を課された点について述べた。さらに、石清水検校と神領別宮の預所との交渉に関する参考事例について、詳しく触れておきたいとおもう。文永3年(1266)の播磨国松原庄に関する史料について、ここで紹介しておく。同年5月1日付け松原別宮預所宛ての石清水検校善法寺宮清神判御教書(『大日本古文書 石清水文書之六』〈以下、『石清水』と略記し、巻数と号数ないしは頁数を記す〉36号、42頁)によれば、石清水八幡宮寺の別宮であった松原八幡宮の社頭・寺内にかかわる検断および在家雑役に關し、宮清の沙汰雑掌を務めた代官が奉じた御教書で、預所の沙汰人等による乱妨狼藉の停止を命じたものである。また、翌2日付けで、松原別宮預所右衛門尉俊弘下知状(『石清水』6-318号、428頁)が出された。松原八幡宮の社頭乱入や境内止住の僧侶や坊室沙汰人への雑役催促の停止を下達している。ひとしく同日付けの預所俊弘施行状(『石清水』6-37号、43頁)によれば、別宮の供僧らの解状を請けた石清水八幡宮寺公文所の下文(同38号)に任せ、松原別宮における一切経会のための料田3町を寄附された点について、預所が松原八幡宮にたいし施行している。石清水八幡宮領松原庄3町の土地を石清水側が松原別宮に寄附したもののだが、預所職の俊弘は現地にて年貢・公事の徴収にあたる所務雑掌をつかさどっていたのである。松原庄については、15世紀の室町期にいたっても石清水八幡宮に年貢が納められていた。たとえば、『兵庫北関入船納帳』文安2年(1445)12月15~17日条(204~207頁)によれば、尼崎や松原を船籍地とする運送船で「八幡松原年貢」の米と塩が輸送され、「八幡過書物」として兵庫北関では関税が免除されていたことがわかる。全国の別宮からの祭祀料にかかわる年貢・公事の運送に関しても、同様であったと考えられる。拙著②『戦国期の石清水と本願寺』(法蔵館、2008年、第6章)参照
- (16) 石清水八幡宮所蔵「当宮縁事抄」(文化庁文化財保護部美術工芸課編『石清水八幡宮文書追加目録』「御文庫収蔵」文書番号659号、応永9年11月謄写本、冊子、奥に東竹召清朱印あり)所収「後鳥羽上皇院宣写」。菊池紳一「神宮文庫所蔵「当宮縁事抄」所収文書(上)」21号文書(『鎌倉遺文研究』43号、2019年)参照
- (17) 文書名「右衛門佐某奉院宣案」については、刊本では『飯野』(117号)・『定本』(117号)をはじめ、『いわき市史』6巻13号、『福島県史』7巻162号(201頁、「八幡」に注記はない)、文化庁〈通番117〉においても用いられている。『南北朝遺文 東北編』(1・2巻)は採録していない。「院宣案」と書かれた『飯野』41号は同書590号として採録している。院宣を奉じた「右衛門佐」は、未詳だが、光

厳上皇の奉者としては、四条隆蔭や柳原資明らの院評定衆が知られる。この右衛門佐は、資明の子息で院宣の奏者を務めた武者小路教光がいるが、右衛門佐の官途は、『尊卑分脈』によれば、貞和3年(1347)11月16日の任官で、時期が合わない。とすれば、教光の兄でひとしく奏者を務めた藤原宗光(貞和3年6月没)が想定される。だが、『尊卑分脈』には同じ官途を確認できない。その外、中御門経季も候補としてあげられる。兄・経宣は「左衛門佐」に任官している。④の光厳上皇院宣案の「右」を「左」の誤記とすれば可能性はのこされている。なお、『大日本史料』(6-6-939頁)には、暦応4年9月23日付け蔵人右衛門佐宛ての院宣が収められている点を付記しておく。

- (18) 光厳院は、暦応3年5月に「雑訴条々」を院文殿にくだし御前評定をおこなった。持明院統による治世を継承し、光厳上皇院政を宣言するものであった(飯倉晴武『地獄を二度も見た天皇 光厳院』吉川弘文館、2002年)。
- (19) 『統石清水八幡宮史料叢書1』田中家文書目録(1)文書番号「杉4-5-9」
- (20) 「田中宗清文書目録」(『鎌倉遺文』6-422頁)
- (21) 徳永健太郎翻刻「石清水八幡宮略補任」(『尊経閣文庫所蔵石清水文書』八木書店444頁)。以下、「略補任」と略記する。
- (22) 石清水八幡宮寺では、検校と別当のことを惣官といった。元仁2年(1225)3月日付けの田中宗清願文案(『石清水』5-271号、559頁)によれば、「社務惣官五代」とあって、別当頼清・検校光清・検校勝清・別当慶清・別当道清の先代検校・別当の惣官が確かめられる。また、あわせて「両惣官」と呼ばれる場合もあった。たとえば、貞和3年(1347)4月日付けの「御幸参勤社例注進」(『石清水』2-767号)では、永暦2年(1161)の後白河院御幸の検校勝清・別当慶清を「師弟相並惣官」と称し、また仁安4年(1169)の六条院御幸には同じく「両惣官」と見えるので間違いはない。くだって暦応元年(1338)10月の足利直義参向に際し、境内の護国寺礼堂西にて、「両惣官并権別当法眼崇清・同統清祇候」とある(『武家御社参記』『石清水八幡宮史料叢書』4-550頁)。この両惣官は、検校が平等王院曇清、別当が新善法寺康清であった。同史料では、検校のことを「社務」と称している(同551頁)。さらに近世においても、寛永11年(1634)7月19日付け検校田中敬清口上書控(『石清水』3-1065号、283頁)に「建立祖師行教和尚苗裔、検校別当之惣官に任補之時」、貞享3年(1686)カ正月16日付け新善法寺晃清・善法寺央清連署口上書案(『石清水』6-508号、614頁)に「検校社務別当寺務両惣官」と見える。

ついで「社務」については、平安期は「社務別当」と「検校」とは別に称されたようだが(『石清水』5-288頁)、「宮寺縁事抄」(放生会前後事)に見える「御幸例忌内遠所例」(『石清水』5-290頁)の裏書に「社務検校勝清 別当慶清」とあり、鎌倉初期には、検校職が社務(官務)の執行権を有していたことは明らかである。正治元年(1199)7月30日付け太政官符(『石清水』2-429号、134頁)によれば、宮崎宮や香椎宮についても、石清水八幡宮寺祠官が「検校職令執行社務」と見える。また、寛元2年(1244)11月の別当法印善法寺(柳)耀清の護国寺・極楽寺恒例仏神事に関する注進状には、「元日、朝拝、先社務惣官并祠官三綱已下所司等各着法服」や「惣官并祠官以下所司等法服、俗別当以下俗官等束帯」(『石清水』1-62号)などある。この社務惣官は、検校と別当を示している。なお、弘安3年(1280)5月10日付け後宇多天皇口宣案(『石清水』2-715号)で「宜為石清水護国寺検校令社務者」と、壇辻清が検校に補任されているとおり、検校が社務である

点は間違いはない。

- (23) 『統石清水八幡宮史料叢書2』田中家文書目録(2)文書番号「楠11」
- (24) 同文書番号「楠22」
- (25) 同文書番号「楠29-6」、寛正4年(1463)は社務善法寺享清の代である。
- (26) 上記の【史料B】に見える祠官の田中定清については、『石清水』の「田中家文書」に、「定清昇進之記」「定清」と外題のある2巻がのこされている(前者は「杉4-4」<『石清水』2-737~755号>、後者は「杉4-5」<『石清水』2-756~766号>)。参考のために、定清の昇進次第を掲示しておきたい(表Ⅱ)。

表Ⅱ【定清昇進次第】

正中元年(1324)	12月16日	権別当の所望を後醍醐天皇が承認す	繪旨
正中2年(1325)	5月22日	崇清とともに権別当に勅許される	口宣案・繪旨
嘉暦元年(1326)	10月17日	座次相論により定清を「上首」とする	繪旨
嘉暦2年(1327)	4月8日	権少僧都の所望を後醍醐天皇が承認す	口宣案
	8月14日	法印の所望を光明天皇が承認す	口宣案
正平6年(1351)	11月14日	法印を後村上天皇が勅許す	口宣案
	11月14日	別当へ昇進	口宣案
		「祈祷精誠」を仰せ下さる	繪旨
文和元年(1352)		「八幡宮検校職」の武家執奏補任の勅答	武家執奏状 武家勅答
	12月11日	後光厳天皇、宮寺と極楽寺の執務を命ず	繪旨
	12月29日	後光厳天皇が検校に補任す	口宣案
正平13年(1358)	6月7日	後村上天皇が検校に補任す	口宣案・繪旨
	6月20日	後村上天皇、極楽寺の執務を命ず	繪旨

- (27) 『石清水八幡宮社家文書』<史料纂集・古文書編42>所収「金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵「善法寺家文書」4号
- (28) 前掲註(15)拙著②第1・2章参照
- (29) 前掲註(27)同5号文書、同6号文書。応安元年(1368)にも停止の御教書があり、足利将軍家への祈祷にたいする徳政であった。
- (30) 社務職の用例としては、石清水八幡宮寺の御分霊を勧請して創建した京都の六条八幡宮がはやく、足利尊氏は醍醐寺門跡・別当の三寶院賢俊(光厳院評定衆の柳原資明の弟)を康永3年(1344)に「六条新八幡宮社務職」に任じ、今後も器用の人を選任し相続させるように書状をもって頼んでいる(『醍醐寺文書』1-14号、20頁)。
- (31) たとえば、善法寺重清の場合、先の小寺家本「略補任」には「申成宣下 相統社務云々」との記載があるだけで、外の検校とは異なり、補任年月日が明記されていない。その理由については未詳だが、「祠官家系図(善法寺)」には、「文安三年四月五日補検校」と見える。それは、文安3年(1446)4月5日付け室町将軍家御教書(『石清水』6-53号、74頁)に、「石清水八幡宮寺社務職事」とあって、権別当であった重清を社務に補任しており、検校・別当でない祠官を社務職として幕府が任命したこととなる。朝廷による検校職の宣下に関する史料はのこされていないので、上記のように「云々」とされたものであろうか。その後、戦国期における社務職の補任は、永正7年(1510)8月28日付け室町幕府奉行人連署奉書(同54号)や天文6年(1537)12月24日付け室町幕府奉行人連署奉書(同55号)、おなじく永禄8年(1565)3月29日付け室町幕府奉行人連署奉書(同3-966号)にいたっても、「社務職」の補任および「社務領」の安堵は、幕府奉行人奉書によってなされている。社務職の補任が将軍家の専権であったことは、天

- 文6年の後奈良天皇女房奉書(同829号)からも知られる。
- (32) 今谷明『室町の王権』中公新書、1990年、67頁
- (33) 別当職に関し、建長4年(1252)、宮清申状の披露にたいし「此条可為京都御計之間、不及御口入」と、介入を排除した。しかし、後述するが、14世紀の鎌倉末期、壇朝清の検校補任の際、正和3(1314)10月2日<28日>の選補にあたって、「関東吹挙」(「祠官系図(壇)」)や「関東吹挙謀書云々」(「略補任」)と見え、石清水八幡宮寺の昇進・転任について、なお表I-①に鑑みれば、幕府の介入を否定することはできない。
- (34) 嘉暦元年11月17日付け官宣旨(『石清水』1-121号)に付された奥書では、石清水の護国寺造立斧始式に「検校法印大和尚朝清」と見える。
- (35) たとえば、表I-②は『鎌倉遺文』30108号(38巻375頁)に「法印某請取状」、③は同30395号(39巻108頁)に「小林入道某請取状」と見える。
- (36) 前掲註(7) 松井論文7頁上段
- (37) 前掲註(9) 山崎論文22頁
- (38) 南北朝期の好嶋庄を理解するために、通清と足利尊氏との結びつきについて、いまいし触れておきたい。通清は入江を号して、一代の家を善法寺家内から独立させた。妻は、尼門跡・尼五山となる通玄寺曇華院の智泉聖通(順徳天皇の曾孫、四辻家出身)である。二人のあいだに生まれた娘、仲子は広橋家の養女、後光厳天皇の皇后、後円融天皇の実母・崇賢門院。おなじく紀良子は足利義詮の室で、義満の実母である。通清はいわば公武を結びつけた姻戚の家門である。通清と嗣子の昇清(山井を号する)は、尊氏・義詮の將軍家御師(祈祷師)で、醍醐寺の真言密教系の修法をよくした点が知られる。昇清の得度戒師は醍醐寺三寶院主の賢俊である。「我が家の廟神」として八幡大菩薩を崇敬した尊氏と通清とを仲介したのは賢俊だった、と考えられる。建武3年(1336)3月と5月、尊氏は「八幡宮社務法印」また「八幡検校法印」宛てに、大宰府から京都へ発向するための合力祈祷を懇んだ(『石清水』6-59、60号、77・78頁)。この時期の検校は田中陶清だった。だが、両文書が善法寺家(のち菊大路人)に伝言されたことから、陶清の任期(建武3年2月19日~建武3年6月6日)の前後に検校職に就いていた通清に祈祷要請が出されたものと見なされる。また、翌4年6月5日、尊氏は石清水八幡宮安居頭料所として伊予国の地頭没官地を寄進し、足利將軍家が頭役を勤めることを約束し、ひとしく祈祷を懇んだ(『石清水』6-88号、91頁)。さらに、同5年5月3日には、神楽料として丹後国の佐野別宮地頭職を寄進している(『石清水』6-104号、106頁)。仏神事興行、祈祷御願にかかわって、ともに検校職に就いた通清にたいし寄進されたものであった。このような足利將軍家と石清水八幡宮寺との密着した関係性を考慮した上で、好嶋庄の理解もさらに深めなければならない。
- (39) 前掲註(15) 拙著①107頁
- (40) 近年では、亀田俊和『足利直義』ミネルヴァ書房、2016年、116頁
- (41) 『福島県史』7-186頁(78号)では「大和権守某奉書」、小林論文(表I〔注記〕i)では「室町幕府奉行人高重茂奉書」、『南北朝』(同v)において室町幕府引付頭人奉書とされている。ちなみに、高重茂の署判については、西国の例だが、「安芸内藤家文書」(岸田裕之・秋山伸隆翻刻・解説、『広島大学文学部紀要』49-1、1990年)所収の康永2年の同じく引付頭人奉書に「駿河守(花押)」(7号・8号文書)とある。書判は『定本』文書画像と同型である。
- (42) 康永3年3月の室町幕府引付番衆注文案(白河集古苑編集『重要文化財 白河結城家文書』2015年、98頁)によれば、引付方の一番に「志水左衛門尉」、同三番に「斎藤左衛門尉」と「依田左衛門尉」、同五番に「青砥左衛門尉」が確かめられる。田中誠「康永三年における室町幕府引付方改編について」(『立命館文学』624号、2012年)および同「室町幕府奉行人在職考証稿(1)」(『立命館文学』651号、2017年)、同「室町幕府奉行人在職考証稿(2)」(『立命館文学』653号、2017年)参照
- (43) 官途は同じ「左衛門尉」だが、奥州総大将の石塔義房の奉行人左衛門尉(加治家頼)ではない。『飯野』44・47号、『福島県史』花押345(926頁)と408(929頁)は花押型が異なる。なお、『南北朝遺文 中国四国編』1808号の足利義詮裁許状(東京大学史料編纂所蔵)には、依田貞行の花押はないが、「為依田右衛門尉貞行・門真左衛門入道寂意等奉行、貞和四年十二月七日有其沙汰」と書かれている。
- (44) 「社家別当」に関しては、文永6年鳥居造立配分状(『飯野』6号)の署判に初見できる。また永仁5年の鳥居作料等配分状案(『飯野』11号)には、覚乗なる僧侶が社家別当であったと見える。本来は、社僧が別当を務めていたが、次第に八幡宮の供僧職は預所が進止するようになった(『飯野』17号)。さらに、伊賀盛光のような俗人の神主が別当を務めることとなった。ちなみに、建武元年(1334)9月7日付け飯野八幡宮造営注文(『飯野』36号)には「西方預所伊賀三郎為神主職令支配也」と見える。また、文和2年(1353)の吉良貞家施行状(『飯野』79号)には「飯野八幡宮神主伊賀三郎左衛門尉盛光」とある。なお、斯波直持巻数返事(『飯野』120号)の宛所は、「飯野八幡宮神主」(伊賀盛光)となっている。
- (45) 前掲註(10) 鎌倉論文
- (46) 『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、2006年、99頁、104頁)
- (47) 地頭国人の岩城氏にかかわる政治情勢については、前掲註(8) 佐藤論文や山名隆弘「国魂文書の一考察」(『福島の研究』2・古代中世篇、清文堂、1986年、初出1985年)の論説を参考にされたい。なお奥州管領の権限としては、軍事指揮権、訴訟の管轄権、所領安堵・恩賞の推挙権、寺社興行権が指摘されている(江田郁夫「東北の南北朝内乱と奥州管領」<白根靖大編著『東北の中世3室町幕府と東北の国人』吉川弘文館、2015年>)。飯野八幡宮に関しては、とくに寺社興行権が重要である。